

令和4年度 第1回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和4年8月24日(水)午前10時00分～午前10時41分

【場 所】 市役所本庁舎14階 1号会議室

【委員出席者】 石黒 匡人 委員長、舩田 雅彦 副委員長、鈴木 光 委員、
段林 君子 委員、中川 晶比兒 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、行政監察担当課長、コンプライアンス推進
担当係長、職員部調査担当課長、サービス担当係長 ほか

【会議内容】

1 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項により原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報の運用状況等について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料1及び資料2）について報告があった。

3 職員の休暇不適正取得に係る調査結果について

関係部局から、「職員は年次休暇を使い切り、毎月生理休暇を不正に取得している。おそらく昨年度も同様のことをしている。また、この職員が、職場内の特定の職員と不正な生理休暇の取得について、話しているのを耳にした」との内部通報窓口への公益通報について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、通報内容にある事実は確認できなかったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。(○：委員、●：市の関係部局。以下同じ)

- 事務局からの説明にもあったが、必要な生理休暇は取得しやすく、そして、制度を職員に認識してもらうことが大切だと考えるので、職員への周知を丁寧に行っていただきたい。
- 委員の御指摘をふまえ、引き続き対応してまいりたい。
- 被通報者が所属する系の職員の男女比はどうか。
- 【公益通報時点での当該系の男女の人数について説明。】
- 当該休暇は有給の休暇か。あるいは無給の休暇か。
- 有給の休暇である。
- 本件通報があったことも踏まえ、生理休暇が取得しやすく制度が適正に運用されるよう、継続的な検討をお願いしたい。

4 職員の通勤手当の不適正受給に係る調査結果について

職員は、去年から通勤届に記載した公共交通機関を利用せず、自転車や徒歩を用いて通勤しており、通勤手当を不正に受給している旨の職員の不正行為に関する情報が通報された件について、関係者への聞き取り等を行った結果、感染防止の観点から公共交通機関の利用を減らした方が良いのではないかと迷いが生じ、通勤方法を決められぬまま長期間過ぎてしまったと述べ、不適正な受給の事実が認められたため、必要な措置を講じるとともに関係職員へ指導を行ったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。

- 時期的に新型コロナウイルス感染症が拡大していた頃かと思われるが、職場全体に対して、通勤時の公共交通機関の利用等について、注意喚起をすることなどはしていたか。
- 業務に支障が生じない範囲で時差出勤を行う等は行っていたが、公共交通機関の利用は特に制限していない。
- 月単位で概ね2分の1以上使用している経路を届出すべき経路とする本市の通勤手当制度の要件を満たさなかったという理解で良いか。

- そのとおりである。当該職員の場合、公共交通機関を概ね月の2分の1以上使用していることを立証できなかつたため、対象期間分について全額返還させたものである。

5 その他

議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。